



「改善基準告示」見直しのポイント

第180回 労働政策審議会労働条件分科会

厚生労働省 労働基準局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ハイヤー・タクシーの「改善基準告示」見直しのポイント

- ▶ 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

	現行	見直し後
1か月の拘束時間	<p>〈日勤〉 <u>299時間</u>〔年換算：3,588時間〕</p> <p>〈隔勤〉 原則：<u>262時間</u> 最大：<u>270時間</u>〔年6回まで〕</p>	<p>〈日勤〉 <u>288時間</u>〔年換算：3,456時間〕</p> <p>〈隔勤〉 現行どおり</p>
1日の休息期間	<p>〈日勤〉 <u>継続8時間</u></p> <p>〈隔勤〉 <u>継続20時間</u></p>	<p>〈日勤〉 <u>継続11時間を基本とし、9時間下限</u></p> <p>〈隔勤〉 <u>継続24時間を基本とし、22時間下限</u></p>

【その他】

- ▶ 車庫待ち等の自動車運転者（日勤）：1か月の拘束時間を、現行より、22時間削減。
- ▶ 車庫待ち等の自動車運転者（隔勤）：1か月の拘束時間を、現行より、10時間削減。
- ▶ 予期し得ない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定。
- ▶ ハイヤー：必要な睡眠時間が確保できるよう、勤務終了後、一定の休息期間を与える。

トラックの「改善基準告示」見直しのポイント

- ▶ 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

	現行		見直し後
1年の拘束時間	<u>3,516時間</u>	- 216時間	原則： <u>3,300時間</u>
1か月の拘束時間	原則： <u>293時間</u> 最大： <u>320時間</u>	- 9時間 - 10時間	原則： <u>284時間</u> 最大： <u>310時間</u>
1日の休息期間	<u>継続8時間</u>		<u>継続11時間を基本とし、9時間下限</u>

※ 284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。
 ※ 月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める。

1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で年6回まで

※ 長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定。

【その他】

- ▶ 連続運転時間：「運転の中断」は「原則休憩」とする。SA・PA等に駐車できない等、やむを得ない場合は30分延長可。
- ▶ 分割休息特例：分割の方法を見直し（現行：4H+6H、5H+5H等 → 見直し後：3H+7Hも可）、分割休息が連続する期間を短縮。
- ▶ 2人乗務特例：車両が一定の基準を満たす場合には、拘束時間を延長。ただし、運行終了後11時間以上の休息を確保。
- ▶ 予期し得ない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定。

バスの「改善基準告示」見直しのポイント

- ▶ 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

	現行	見直し後
1年の拘束時間	(年換算： <u>3,380時間</u>)	原則： <u>3,300時間</u> - 80時間
4週平均1週 1か月の拘束時間	【4週平均1週】 原則： <u>65時間</u> (月換算： <u>281時間</u>) 最大： <u>71.5時間</u> (月換算： <u>309時間</u>)	【1か月の拘束時間】 原則： <u>281時間</u> 最大： <u>294時間</u> ※ 281時間を超える月が4か月を超えて連続しないこと。 ※ 4週平均1週の拘束時間も同水準で存置。1か月と選択可。 1年の拘束時間が <u>3,400時間</u> を超えない範囲で <u>年6回</u> まで
1日の休息期間	<u>継続8時間</u>	<u>継続11時間を基本とし、9時間下限</u>

【その他】

- ▶ 連続運転時間：高速バス及び貸切バスの高速道路の実車運行区間における連続運転時間は概ね2時間とするよう努める。
- ▶ 分割休息特例：分割の方法を見直し（現行：4H+6H、5H+5H等→見直し後：4H+7H）、2分割まで。
- ▶ 2人乗務特例：19時間拘束、休息5時間。ただし、車両が一定の基準を満たす場合には、20時間拘束、休息4時間（現行どおり）。
- ▶ 予期し得ない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定。